

厚真町復興まちづくり計画策定委託業務プロポーザル実施要領

1. 目的

平成30年9月6日未明に発生した平成30年北海道胆振東部地震は、厚真町を中心に胆振東部3町に未曾有の被害をもたらした。本町では36人の尊い人命が失われ、家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、全ての住民が被災者となった。公共土木施設や被災農地などでは災害復旧事業が一部始まったが、里山の景観は被災したままであり、生活の基盤である住まいや生産基盤の再建にむけて、多くの住民が悩みや不安を抱えている。

厚真町復旧・復興計画（以下「本計画」という。）は、生活基盤の早期復旧に向けた取組を示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の‘あつま’について、実現までのビジョンや事業計画、行程などをとりまとめたマスタープランとして策定する。

策定に当たっては、震災復興や土地利用に係る専門的な知識や経験、住民意見の集約と分析に係る能力、地域再生に向けたビジョンを描く創造性等が求められるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定するプロポーザル方式で事業者を選定する。

2. 業務委託の内容

- (1) 業務名称 厚真町復興まちづくり計画策定委託業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 厚真町復興まちづくり計画策定委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約日の翌日から2020年3月19日（木）
- (4) 事業費 下記の金額以内とします。
34,980,000円（消費税及び地方消費税含む）以内
- (5) 業務実施に必要な情報の提供
本業務を進めるうえで、必要な情報については、可能な範囲で提供します。企画提案書作成にあたって、使用できる情報についての照会を行う際には、下記（6. 質問書の受付及び回答）の手順に従って、質問書を提出してください。

3. 受託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、厚真町復興まちづくり計画策定委託業務に係る能力を有する事業者とし、次に掲げる要件を満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31年度の厚真町入札参加資格名簿に登録されていること。

- (3) 厚真町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (6) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年1月1日施行）に該当しない者であること。

5. プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出

参加を希望する場合は、下記の書類を期日まで提出してください。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式1）

②企画提案書表紙（様式2）

③企画書提案書（任意様式）

企画書提案書は、仕様書等の内容を踏まえ、次により作成してください。

ア. 本計画策定にあたっての課題解決に向けた解決手法の提案や、本計画を実現するための考え方及び手法について記載すること

イ. その他独自の提案

④会社概要（様式3）

⑤業務実績（様式4）

⑥実施体制（様式5-1）

⑦予定担当者調書（業務責任者）（様式5-2）

⑧予定担当者調書（担当者）（様式5-3）

⑨業務スケジュール（任意様式）

⑩見積書（任意様式）

見積書は、金額は諸費税込（消費税及び地方消費税等の額は10%で算出）の金額とし、積算根拠を明確にしてください。

(2) 提出期限 2019年5月13日（月）午後5時まで（提出期限必着）

(3) 提出部数 印刷物 1部（①のみ）

印刷物10部（②～⑩の順番に左2か所をホチキス止めで作成）
電子データ（MS Office 形式またはPDF 形式）

(4) 提出方法 持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で送付してください。

(5) 提出先 〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課

電話番号 0145-27-3179

6. 質問書の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式6）を提出してください。

- (1) 提出期限 2019年5月13日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書をFAX又は電子メールにて提出
- (3) 回答方法 提出された質問は参加申込者全員に電子メールで回答
- (4) 提出先 厚真町まちづくり推進課
FAX 0145-27-2328
メールアドレス:kikaku@town.atsuma.lg.jp

8. 審査基準及び選考方法

企画提案書に基づき、厚真町復興まちづくり計画策定委託業務受託者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、比較・検討のうえ、審査基準、見積額など各方面から総合的に審査を行います。

1次審査の後、2次審査で評価点の最も高い事業者に本事業の優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行います。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点の事業者と交渉を行います。

- (1) 審査基準 別紙「審査基準表」のとおり
- (2) 1次審査(書類選考)

審査基準表に基づき選考委員会で上位5社を選考し、結果を通知します。
なお、参加申込者が5社に満たない場合は、1次審査を行わず2次審査のみとします。

- ①結果通知日 2019年5月15日(水)までに通知予定

- (3) 2次審査(プレゼンテーション)

1次審査選考者によるプレゼンテーションにより選考委員会で選考します。
※なお、1次審査を通過した者が1社のみで、その企画書の内容が事業目的に合致していると認められた場合、2次審査を行わない場合があります。

- ①実施日及び会場

2019年5月17日(金)に厚真町役場で実施予定
※日時場所等の詳細については別途通知します。

- ②プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案内容の説明20分間、質疑応答10分間を参加者ごとに行います。出席者は3名以内とし、別紙(様式6-1)実施体制に記入の業務責任者、若しくは担当者となる方は必ず1名出席して下さい。
なお、プロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡願います。

- (4) 審査結果の発表

- ①審査結果については、2019年5月22日(水)以降に、各参加者に対して文書で通知します。
- ②審査結果や選定内容に対する異議申し立ては一切受け付けません。

9. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出書類に用いる言語日本語、基本通貨単位は日本円とします。
- (3) 提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とします。ただし、やむ

を得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、厚真町が承諾したものについてはこの限りではありません。

- (4) 提出された書類は、一切返却しません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とします。
- (6) 企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。

10. お問い合わせ先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課

電話番号 0145-27-3179

FAX 0145-27-2328

メールアドレス：kikaku@town.atsuma.lg.jp

評価基準

評価項目		評価の視点	配点	
事業者	業務実績	業務の受注実績	過去10年以内の類似業務の実績	10
	情報品質管理体制	情報セキュリティ体制 品質管理体制	情報セキュリティ体制の認証、品質管理体制の認証、業務手順のマニュアル化など	5
	業務実施体制	実施体制	業務を遂行するための実施体制、役割分担、バックアップ体制	10
	小 計			25
企画提案	企画提案書	業務に関する具体的提案	本業務の趣旨及び業務内容並びに本町のまちづくりに対する理解	5
			本計画策定に係る調査・分析手法の提案	10
			住民意向の把握に向けた効果的な手法の提案	15
			復興理念の策定と本計画実行に向けた構想力	15
			地域再生計画策定に向けた手法の提案	15
	独自の提案	仕様書にない独自の提案	5	
	業務スケジュール	業務を遂行するためのスケジュール管理計画	5	
	総合評価	全体的な構成と印象、熱意等	5	
小 計			75	
合 計			100	